

別添5 繁殖雌豚再導入支援事業

第1 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。また、事業実施主体は、生産者集団等が次に掲げる事業を実施する場合は、その実施に要する経費を補助するものとする。

1 繁殖雌豚再導入事業

緊急支援計画に基づき別添1の第1の1に規定する早期出荷等を実施した養豚経営体が経営を再開するために必要となる繁殖雌豚の導入

2 繁殖雌豚再導入推進事業

1の事業の円滑な推進を図るために行う取組

第2 事業の実施等

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第1の事業を実施するに当たり、生産者集団等に経費の一部を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

3 事業の要件

(1) 対象とする豚

補助対象とする豚は、緊急支援計画に基づき別添1の第1の1の事業により、緊急的にクリアリングを行った養豚経営体の経営再開のため、導入した繁殖雌豚（以下「導入繁殖雌豚」という。）とする。

(2) 導入繁殖雌豚の交付上限頭数

補助金の交付対象とする頭数は、緊急支援計画に基づき、別添1の第1の1の事業により、緊急的にクリアリングを行った繁殖雌豚の頭数を上限とする。

(3) 導入繁殖雌豚に係る要件

補助対象となる導入繁殖雌豚は、導入後、肉豚の産子を得るための交配に使用し、1産以上させること。

(4) 導入繁殖雌豚の管理・飼養規程

取組主体は、第1の1の事業で補助対象とする導入繁殖雌豚を導入する場合には、次に掲げる事項についての導入繁殖雌豚の管理・飼養規程をその導入前に設けるものとする。

取組主体は管理・飼養規程を設けた後、これを速やかに事業実施主体に提出するものとする。また、事業実施主体は、第4の1により交付決定を受けた後、自らの管理・飼養規程及び取組主体から提出された管理・飼養規程を速やかに理事長に提出するものとする。

- ア 導入繁殖雌豚の所有に関する事項
- イ 導入繁殖雌豚の飼養基準に関する事項
- ウ 導入繁殖雌豚の飼養場所に関する事項
- エ 導入繁殖雌豚の管理・飼養費に関する事項
- オ 管理・飼養代表者に関する事項
- カ その他導入繁殖雌豚の飼養に必要な事項

(5) 補助対象豚の貸付

取組主体が導入繁殖雌豚を養豚経営体へ貸し付ける場合については、次の事項についての貸付契約を締結するものとする。

取組主体は貸付契約を締結した後、当該貸付契約書を速やかに事業実施主体に提出するものとする。また、事業実施主体は、自ら締結した貸付契約書の写し及び取組主体が締結した貸付契約書の写しを実績報告書に添付するものとする。

- ア 導入繁殖雌豚の内容（品種、個体番号等）に関する規定
- イ 導入繁殖雌豚の貸付期間に関する規定
- ウ 導入繁殖雌豚の適正な飼養法に関する規定
- エ その他導入繁殖雌豚の貸付に必要な規定

(6) 導入繁殖雌豚の飼養期間及び取扱い

導入繁殖雌豚は、導入後3年間飼養することとし、当該期間の末まで飼養できなくなった場合は、速やかに理事長に報告するものとする。その場合は、「畜産業振興事業の実施について」の15の(5)に基づき当該対象豚に係る補助金相当額を機構に返還するものとする。ただし、災害、盗難、疾病等取組主体の責に帰さない事由であって、公的機関、獣医師等の証明がある場合は、この限りでない。また、(3)に定める要件を満たした後から、導入後3年までの間に導入繁殖雌豚を処分する場合、理事長は処分により生じる収益に補助率を乗じた金額を機構に返還する条件を付し、承認することができるものとする。

(7) 補助対象としない導入繁殖雌豚

他の国又は機構の事業により導入した繁殖雌豚は、第1の1の事業の補助対象としないものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第4 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、取組主体から提出された事業実施計画を取りまとめ、自ら作成する事業実施計画とともに、別紙様式第1号のCSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号のCSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号のCSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

取組主体は、事業完了後遅滞なく、事業実施主体に対し当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

事業実施主体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号のCSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第5 管理状況の報告

取組主体は、第1の1の事業により導入した導入繁殖雌豚に係る管理状況を、第2の3の(6)の飼養期間が終了するまでの間、毎年度、事業実施主体に対し報告するものとする。

事業実施主体は、提出された管理状況の報告書を取りまとめの上、自らが管理する導入繁殖雌豚の管理状況と合わせて、第2の3の(6)の飼養期間が終了するまでの間、毎年度、別紙様式第5号のCSF衛生管理再生緊急支援事業(繁殖雌豚再導入支援事業)管理状況報告書を作成し、毎年度、6月30日までに理事長に報告するものとする。

第6 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第6号のCSF衛生管理再生緊急支援事業(繁殖雌豚再導入支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(事業実施主体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況

等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第7 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第8 調査及び報告

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体、生産者集団等及び養豚経営体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

別紙様式第1号

令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおりCSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）を実施したいので、CSF衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添5の第4の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 繁殖雌豚再導入支援事業 (1) 繁殖雌豚再導入事業 (2) 繁殖雌豚再導入推進事業				
2 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を
（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款又は規約

(2) 最近時点の業務（事業）報告書及び業務（事業）計画書

(3) 緊急支援計画

別紙様式第1号の別紙

令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）実施計画

事業の内容

1 繁殖雌豚再導入支援事業

(1) 繁殖雌豚再導入事業

取組主体	養豚経営体	品種	導入頭数 (頭)	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 上段:事業費 (税抜) 下段:消費税
					機構 補助金	その他	
合計		名					

注1：同一の養豚経営体が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記載すること。

注2：緊急支援計画に基づき、別添1の第1の1により、緊急的にクリアリングを行った繁殖雌豚の頭数が分かる資料を添付すること。

注3：実績報告書の提出時には、補助を受けて導入した繁殖雌豚1頭ごとに、導入繁殖雌豚の購入金額がわかる領収書等の写し及び導入繁殖雌豚の貸付契約書の写しを添付すること。

(2) 繁殖雌豚再導入推進事業

取組主体	時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

2 推進指導事業

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
			機構補助金	その他	
合計					

注1：事業の一部を委託する場合は、委託する事項、委託相手先名、委託額を明記すること。

注2：会議等の開催にあたっては、開催回数、開催時期、開催場所、構成及び人数、会議の内容について明記すること。

別紙様式第2号

令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったCSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）について、下記のとおり変更したいので承認されたく、CSF衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添5の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）実施計画（変更）」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：2及び3については、別紙様式第1号の様式に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書し、変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったCSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、CSF衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添5の第4の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名等 銀行 支店
預金種類 普通預金・当座預金
口座番号
口座名義 (フリガナ)

別紙様式第4号

令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあったCSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）について、下記のとおり実施したので、CSF衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添5の第4の4の規定に基づき、その実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）実績書」のとおり
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が容易に比較対照できるよう2段書し、計画を（ ）書で上段に、実績をその下段に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名等 銀行 支店

預金種類 普通預金・当座預金

口座番号

口座名義 (フリガナ)

別紙様式第5号

令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）管理状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度におけるCSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）について、CSF衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添5の第5の規定に基づき、その管理状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）
- 2 管理状況
別紙「令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）管理状況」のとおり

別紙様式第5号の別紙

令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）管理状況

（令和 年度導入、令和 年 月 日現在）

繁殖雌豚再導入支援事業

取組主体	養豚経営体	整理番号	血統証明番号	品種	生年月日	導入年月日	産次	分娩日	淘汰年月日	備考
計 人		計 頭								

注1：補助を受けて導入した導入繁殖雌豚の令和3年3月31日、令和4年3月31日現在における管理状況について、各翌年度の6月30日までに報告すること。

注2：血統証明番号及び生年月日が判明している場合、それぞれの欄に記入すること。

注3：産次及び分娩日については1産以上報告すること。

注4：備考には、死亡、廃用（売却）の区分を明記すること。

別紙様式第6号

令和 年度CSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあったCSF衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金について、CSF衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添5の第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料